

山梨県公報

第二千五百七十五号

平成二十八年
一月二十五日

月 曜 日

目次

○林業労働力確保支援センターの指定	二一九
○廃川敷地等	二一九

公 告

○生活保護法に基づく指定医療機関の指定	二一九
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定	二一九
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更の届出	二二〇
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出	二二一
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出	二二一
○指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(二件)	二二一

告 示

山梨県告示第二十二号

林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)第十一条第一項の規定により、一般社団法人山梨県森林協会を林業労働力確保支援センターとして指定したので、同条第二項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十八年一月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 林業労働力確保支援センターとして指定された法人の名称
一般社団法人山梨県森林協会
- 二 住所
甲府市武田一丁目二番五号
事務所の所在地
甲府市武田一丁目二番五号
- 三 指定の効力が発生する日
平成二十八年四月一日

山梨県告示第二十三号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年一月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 河川の名称 富士川水系 上手川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十八年一月二十五日
- 三 廃川敷地等の位置 笛吹市御坂町二之宮字土取九二〇番一地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 二百八十二・五四平方メートル

公 告

生活保護法に基づく指定医療機関の指定

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成二十八年一月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団やすだデ ンタルクリニック	甲府市大里町五千二百八十三番地	平成二十六年十月三日
ケアピス訪問看護リハ ビリステーション	甲府市湯村一丁目九番二十四号コ ーポ湯村百三	平成二十六年十一月一 日
さいとう歯科クリニック	南アルプス市沢登八百六十三番地	平成二十六年十一月二 十六日
アイリス調剤薬局三ヶ 所店	山梨県三ヶ所千四百四十番地	平成二十六年十二月一 日
アイン薬局南アルプス 店	南アルプス市西野二千八十四番地	同

中川薬局石和店	笛吹市石和町八田三百三十番地十八	同
ぴいす薬局	甲斐市西八幡千二百五十八番地一	平成二十六年十二月三日
マリイ薬局	甲府市砂田町千百五十九番地四	平成二十六年十二月十五日
柴垣皮フ科医院	甲府市砂田町千百五十九番地十	同
たわら内科クリニック	甲斐市西八幡千九十一番地	平成二十六年十二月二十二日
有限会社フロイント塩部薬局	甲府市塩部四丁目十四番一号	平成二十六年十二月二十四日
加納岩調剤薬局	山梨市上神内川千二百二十六番地二	平成二十七年一月一日
小田原歯科医院	甲府市宝一丁目十一番二十五号	平成二十七年一月十六日
ときわ調剤センター	山梨市万力七十五番地及び万力八十番地の一	平成二十七年二月一日
ひまわり薬局	甲州市塩山上井尻千四百十八番地	同
甲斐竜王薬局	甲斐市西八幡三千八百二十五番地九	同
調剤薬局ツルハドレッジ甲府富士見店	甲府市富士見一丁目六番十三号	同
医療法人雙寿会ことぶき診療所	富士吉田市上暮地五丁目八番十六号	平成二十七年二月六日

● 生活保護法に基づく指定施術機関の指定
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術機関を指定した。
 平成二十八年一月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

名称	所在地	指定年月日
船山整骨院	富士吉田市竜ヶ丘三丁目四番十五号	平成二十六年四月一日
梅澤治療院	甲府市下鍛冶屋町三十五番地十五	平成二十六年五月一日
春日居鍼灸整骨院	笛吹市春日居町桑戸六百六番地七	平成二十六年五月十六日
リバーサイド整骨院	中央市山之神千五百二十九番地八	同
太陽接骨院	笛吹市石和町井戸九十八番地	平成二十六年七月一日
あやめ鍼灸院大月支所	大月市大月町真木三千九百八番地	平成二十六年七月八日
くぼた整骨院	甲府市上今井町千二百五十番地	平成二十六年八月十一日
梨の木接骨院	南都留郡富士河口湖町船津四千九百四十二番地	平成二十六年十一月一日
在宅ケアー日野春	中央市下三条八百六十四番地五コ一ボ渡辺A号室	平成二十六年十二月十日
充接骨院	富士吉田市上吉田五千五百四十二番地三一階	平成二十六年十二月十八日
さいとう鍼灸整骨院	甲府市富竹一丁目十一番二十三号	平成二十七年二月四日

● 生活保護法に基づく指定医療機関の変更の届出
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により指定した医療機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十八年一月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

名称	所在地	変更事項
変更前 コスモ歯科・矯正歯科医院 変更後 医療法人社団COSMO・ コスモ歯科・矯正歯科医院	変更前 富士吉田市大明見二百六十四番地 変更後 富士吉田市大明見一丁目二番一号	所在地
あすみ歯科・矯正歯科クリニック	変更前 富士吉田市大明見四百五十三番地 変更後 富士吉田市大明見六丁目十七番一号	同
守山薬局		

● 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により指定した次の医療機関から、事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年一月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

名称	所在地
富士デンタルクリニック	中巨摩郡昭和町清水新居二百九十二番地オークラ タウン一階

ヒロ薬局大げやき店	上野原市上野原三千五百四十九番地
アイ・デンタル・オフィス	上野原市八ツ沢五百九十六番地五光ハイツB
響ストレスケア（こころとから だの診療所）	甲斐市中下条千九百三十三番地一―二階
アイセイ薬局石和店	笛吹市石和町八田三百三十番地十八
恵信クリニック	甲州市塩山上於曾千九百九十五番地
内田歯科医院	甲府市美咲一丁目十五番六号
中央医院	富士吉田市下吉田二丁目十九番六号
有限会社フロイント塩部薬局	甲府市塩部四丁目十四番一号
大森歯科医院	甲府市丸の内一丁目十九番八号丸の内HMビル二階
医療法人松寿会盛池歯科クリニック	上野原市上野原千六百六十三番地
津久井胃腸科医院	南アルプス市加賀美二千八百八十五番地
ぶどう薬局	甲府市美咲一丁目一番二十六号
竜王ペイン（痛み）クリニック	甲斐市大下条千六百番地五
アーク調剤薬局竜王西店	甲斐市西八幡三千八百二十五番地九

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年一月二十五日

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方
 山梨県知事 後 藤 斎

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内二二、二八八二の内二四一	深沢孔光
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内二四、二八八二の内一三九、二八八二の内一六四、二八八二の内二七〇	倉本鐵三
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一三一、二八八二の内一三二、二八八二の内一六三	倉本昌洋
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一三七、二八八二の内一九一、二八八二の内二四四、字赤目草里二六四七の内四六、二六四七の内四八	望月唯茂
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一三八、二八八二の内一七〇、二八八二の内二四九、二八八二の内二五七	深澤嘉一
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一四七、二八八二の内一九四	望月源太郎
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一四八	望月吉太郎
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一五一	深沢喜左エ門
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一六〇	望月茂十郎
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一七三、二八八二の内一七六、二八八二の内一八六、二八八二の内二〇六、二八八二の内二二二	深沢半左エ門
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一八一、二二	深沢源徳

八八二の内一八七、二八八二の内二五三	深沢松次郎
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一八八、二八八二の内一八〇、二八八二の内三五二、二八八二の内二八〇、二八八二の内二八一、二八八二の内二八三、二八八二の内三一九	望月博
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一八九、二八八二の内一九七、二八八二の内一九九	望月博
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内二〇四、二八八二の内二八七	深澤博文
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一七九、二八八二の内二〇五、二八八二の内二一八、二八八二の内二四七	望月郁勇
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内二一六	深澤善兵衛
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内二六六、二八八二の内二七八	深沢七太郎
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内二〇一、二八八二の内二一三、二八八二の内二三一、二八八二の内二三三、二八八二の内三三五、二八八二の内二五一、二八八二の内二六五、二八八二の内二七九、字赤目草里二六四七の内三一	笹之池静
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内二〇〇、二八八二の内二〇三、二八八二の内二一四、二八八二の内二三四、字赤目草里二六四七の内三六、二六四七の内三八	笹之池保
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一三〇、二八八二の内一四六、二八八二の内一九五、字赤目草里二六四七の内四五	望月覺

南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一九六、二八八二の内一九八、二八八二の内二二一、二八八二の内二二七、二八八二の内二四三、字赤目草里二六四七の内四七	望月万之丈
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一五四、字赤目草里二六四七の内四九	望月義郎
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内二八二、二八八二の内三二〇、字赤目草里二六四七の内五一	望月朝榮
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一五二、字赤目草里二六四七の内五二	望月百一
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一七二、字赤目草里二六四七の内五六	深澤貞次郎
南巨摩郡早川町新倉字寄間二八八二の内一四一、二八八二の内一四三、二八八二の内二三八、二八八二の内二三九、字赤目草里二六四七の内八〇	望月浩
南巨摩郡早川町新倉字赤目草里二六四七の内八一	深澤喜兵エ
南巨摩郡早川町新倉字赤目草里二六四七の内八二	深沢吉三郎
南巨摩郡早川町葉袋字モモナゴ二二七三	望月勘三郎
南巨摩郡早川町葉袋字上ノ山二三七〇	望月貞良
南巨摩郡早川町葉袋字上ノ山二三七一	望月唯男
南巨摩郡早川町葉袋字上ノ山二三八四	望月朝兵衛ほか八名
南巨摩郡早川町葉袋字大平二〇五八の二	佐野喜平、佐野庄左エ門、佐野善兵エ、佐野平右エ門、水野幸助、水野平右エ門、望月くに、望月源左エ門、望月惣

南巨摩郡早川町葉袋字泥木二三二〇	治郎、望月安太郎、佐野増田
南巨摩郡早川町葉袋字泥木二三二一	望月重光
	望月朝兵衛、望月定右エ門

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は択伐による。
早川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十七年十二月十七日山梨県告示第四百二十五号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を早川町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十八年一月二十五日

山梨県知事 後 藤 齋

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡早川町大原野字篠八二七〇七の内二、二七〇七の内三	深澤盛美

南巨摩郡早川町大原野字篠八二七〇九の内二	深澤彌吉
南巨摩郡早川町大原野字篠八二七〇九の内三、字中向二五三一の内一	深沢友造
南巨摩郡早川町大原野字中向二五四一の内二	小菅勝三
南巨摩郡早川町大原野字中向二五四一の内三から二五四一の内六まで	佐野勝彦
南巨摩郡早川町大原野字長畑一四六一	深澤茂長
南巨摩郡早川町大原野字長畑一四六一、字篠八二七〇七の内一	深澤進
南巨摩郡早川町大原野字長畑一四六三から一四六五まで、一四六七、字六呂沢二四一八、二四二〇	深沢益清
南巨摩郡早川町大原野字長畑一四四三の一、字中向二五二七の一、字六呂沢二四一二から二四一五まで	深沢孝裕
南巨摩郡早川町大原野字鳥屋一九九六、字六呂沢二四二乙	望月武右エ門
南巨摩郡早川町大原野字鳥屋一九九九	深澤忠作
南巨摩郡早川町大原野字鳥屋二〇〇〇、二〇〇三、二〇〇九、字日陰畑二六一六の二から二六一六の三まで、二六一六の内八、字六呂沢二四〇一、二四〇六の内一、二四〇七、二四〇八、二四〇八の内一	深沢福治
南巨摩郡早川町大原野字鳥屋二〇〇一、二〇〇二	深沢熊三良
南巨摩郡早川町大原野字鳥屋二〇一一、字中向二五四一の内一、字日陰畑二六一一の内三、字六呂沢二四二一	深澤誠

南巨摩郡早川町大原野字鳥屋二〇三六	白木詠子
南巨摩郡早川町大原野字鳥屋一九九八、二〇〇六の内一、二〇〇七	深沢義忠
南巨摩郡早川町大原野字藤敷二四九五	望月仁士、望月ともじ
南巨摩郡早川町大原野字藤敷二四九一の内一	深沢由作
南巨摩郡早川町大原野字藤敷二四九六の内一、字南山二五九三の内一	望月長吉
南巨摩郡早川町大原野字藤敷二四九六の内二、二五〇六の内一四、字中向二五二八の内二、字南山二五五六の内二、二五六八の内一、二五七九の内九、二五九〇の内一、二五九三の内二、字日陰畑二六一二の内二、二六一三の内二	望月惣誠
南巨摩郡早川町大原野字藤敷二四九三の内一、二五〇六の内一六	深沢富吉
南巨摩郡早川町大原野字南山二五四六、二五四八の内一、二五四八の内二、二五七〇、二五七〇の内一、二五七一、二五九七、字中向二五四一	佐野勝延
南巨摩郡早川町大原野字南山二五九二	望月義隆
南巨摩郡早川町大原野字南山二五九六、二五九七の内二	川口良子
南巨摩郡早川町大原野字南山二五五六の五	佐野富茂
南巨摩郡早川町大原野字南山二五五四の内三	望月義光
南巨摩郡早川町大原野字南山二五五九の内二、字篠八二七〇八の内三	大野實良

南巨摩郡早川町大原野字南山二五六五の内一	佐野市勝、望月栄左衛門
南巨摩郡早川町大原野字南山二五六七の内二、二五九五	佐野貞信
南巨摩郡早川町大原野字南山二五七二の内二	深沢義平
南巨摩郡早川町大原野字南山二五七二の内三	望月信逸
南巨摩郡早川町大原野字南山二五七九の内七	深澤孝策
南巨摩郡早川町大原野字南山二五九〇の内二	望月角左工門
南巨摩郡早川町大原野字南山二五九六の乙	望月直教
南巨摩郡早川町大原野字南山二五九六の内一	望月吉十郎
南巨摩郡早川町大原野字南山二五九九の乙二、字日陰畑二六一二の内一	望月誠一
南巨摩郡早川町大原野字南山二五九九の乙三、二五五六の内一、字中向二五二八の一、二五二八の内一	望月義勝
南巨摩郡早川町大原野字日陰畑二六一〇、二六一〇の六	深沢行彦
南巨摩郡早川町大原野字日陰畑二六一六	望月吉兼
南巨摩郡早川町大原野字日陰畑二六一四の四	望月又次
南巨摩郡早川町大原野字日陰畑二六一四の一〇	深澤藤吉
南巨摩郡早川町大原野字日陰畑二六一一の内一、字南山二五五六の内三	望月君晴
南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二四〇一、二四〇六の内一、二四〇七、二四〇八、二四〇八の内一、二	深沢源三郎

四〇九	
南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二四〇二、二四一六、字藤藪二四九六の一	望月正康
南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二四一七	望月文左工門
南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二四一九	望月文右工門
南巨摩郡早川町大原野字六呂沢二三九二の二	深澤三男

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次伐の森林については、主伐は、択伐による。
早川町(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十七年十二月十七日山梨県告示第四百二十六号

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番